議案第26号 説明資料

幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

現 行 条 例

(平成26年9月26日 条例第15号)

第1条~第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ 当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、 特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)及び(4) 略

2 略

第16条~第22条 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保 育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。 改 正 条 例

○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例

(平成26年9月26日 条例第15号)

第1条~第14条略

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ 当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、 特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3)及び(4) 略

2 略

第16条~第22条 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営 規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保 育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線</u> 現 行 条 例

改 正 条 例

第24条~第35条 略

(特別利用教育の基準)

第36条 略

- 2 略
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第37条~第53条 略

に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公 衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当す るものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

第24条~第35条 略

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第37条~第53条 略